

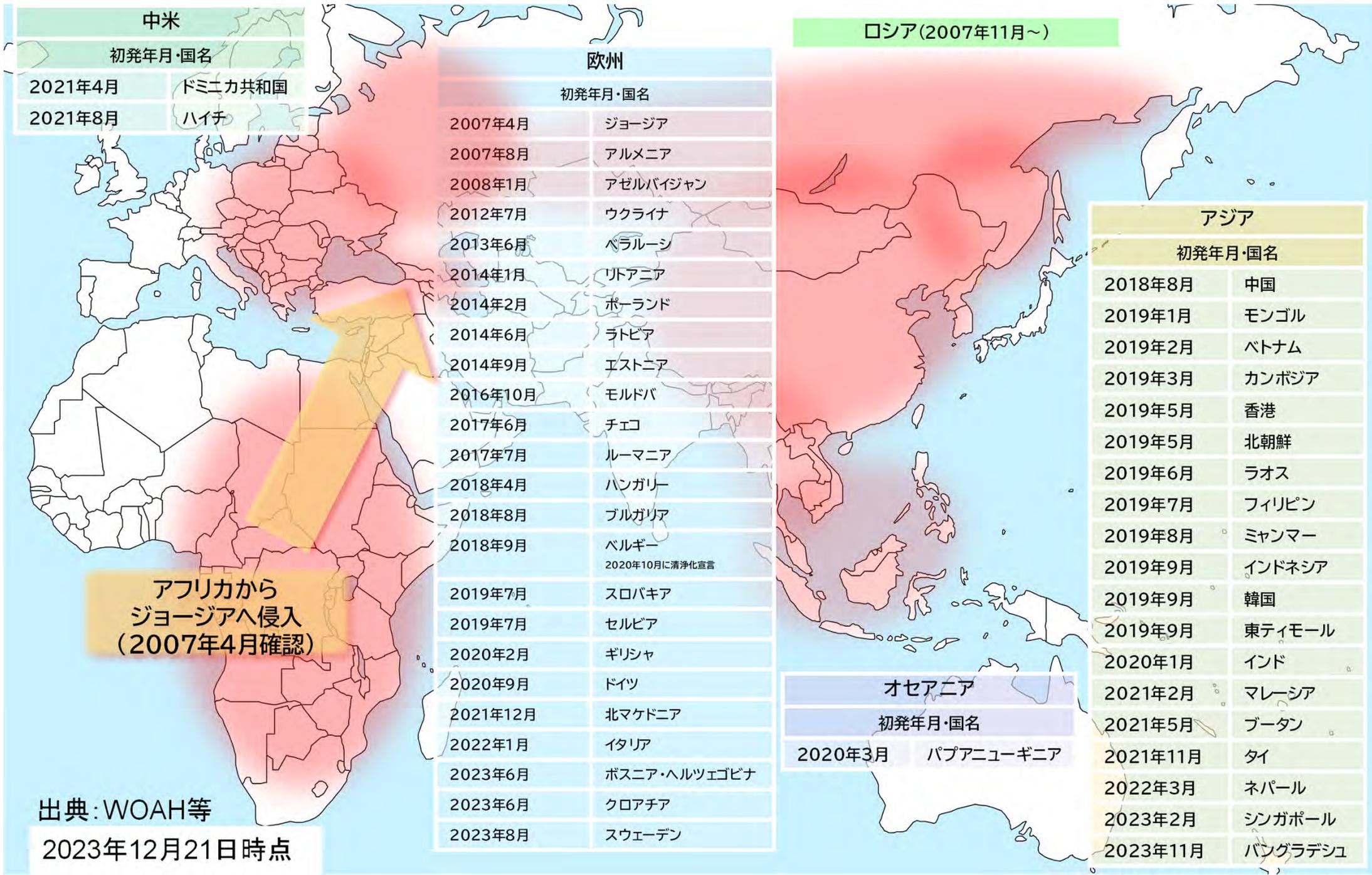
野生いのししのアフリカ豚熱防疫措置の具体化について

農林水産省 消費・安全局
動物衛生課

1. 豚熱とアフリカ豚熱の違い

		豚熱 日本発生済	アフリカ豚熱 (豚の最強・最悪の伝染病とも言われる) 日本未発生
病原体		豚熱ウイルス：エンベロープ1重・RNAウイルス	アフリカ豚熱ウイルス：巨大ウイルス・エンベロープ2重・DNAウイルス
宿主		豚・いのしし ※人には感染しない	豚・いのしし（軟マダニ：日本なし） ※人には感染しない
環境耐性		<一般的なRNAウイルス> ・室温で数日～2週間。4℃でも1～2か月。	<極めて高い> ・消毒耐性あり ・野外死体中で数か月単位。畜産物での冷蔵で年以上。
臨床所見		・発熱・死亡・元気消失・下痢等	・発熱・死亡・元気消失・下痢等（甚急性の場合は無症状で突然死もある。）。口・鼻・肛門からの出血（鮮血）がみられる場合も。 ・通常感染後急死→いのししでは近い場所で大量死
(死体の見た目での判別は困難)			
豚 対策	ワクチン	あり	なし
	防疫	殺処分	殺処分・ 予防殺あり （野生いのししでも適応可能性アリ）
	被害	豚：20都県計89事例 約36.8万頭の殺処分 いのしし：34都府県・約6.4千頭(9万7千頭中)	未発生
主ないのししでの感染源		・感染した生体 ・排泄物	・感染による死亡個体 ・排泄物 ・感染動物に由来する畜産物
・人/モノを介した伝播			
いのしし対策		サーベイランス（検査） ワクチン散布 捕獲強化 衛生対策の徹底	サーベイランス（検査） 防疫措置 <周辺の積極的な死体探索・死体処理> 捕獲強化 衛生対策の徹底

2. アフリカ豚熱の世界での感染拡大 (2007年～)



3. 野生いのししでの豚熱・アフリカ豚熱対策の概要

■ 基本対策

(1) サーベイランスの実施 豚熱 アフリカ豚熱

- ・継続的に調査し、感染状況を正確に把握し、その情報を基に疾病の予防と管理をはかること
- ・感染状況の把握は、経口ワクチン・捕獲強化など野生いのししにおける豚熱対策の検討に必須
- ・飼養豚における対策に必須

(2) 捕獲の強化 豚熱 アフリカ豚熱

- ・密度低下により、感染拡大を抑制
- ・感染野生いのししの絶対数抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下

(3) 経口ワクチン散布 豚熱

- ・免疫を獲得させることにより、感染地域内における抑制・感染地域拡大の抑制

(4) リスクコミュニケーション 豚熱 アフリカ豚熱

- ・狩猟関係者・市民に向けた対策の周知推進（マンガ・Web動画配信・トークイベント等）
- ・実地演習、講演・意見交換会等を通じた関係者間の理解の向上

4. 野生いのししにおけるアフリカ豚熱の検査状況

- 平成30年9月から**全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始**
農水省が令和3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：**1県当たり299頭／年**
- **299頭に達している都道府県は、令和2年度6県、令和3年度16県、令和4年度31県と増加**

年度ごと※1の野生いのししにおけるアフリカ豚熱の検査数 : 検査数が299頭以上

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (~11月8日)	増減※2
北海道	0	0	0	0	0
青森	4	6	8	25	4
岩手	136	399	423	310	287
宮城	142	484	370	170	228
秋田	40	39	55	13	15
山形	173	370	278	137	105
福島	195	210	56	187	-139
茨城	586	981	1168	637	582
栃木	516	494	633	284	117
群馬	20	653	961	633	941
埼玉	91	538	761	567	670
千葉	79	78	278	791	199
東京	10	3	2	1	-8
神奈川	381	462	377	193	-4
新潟	245	219	224	146	-21
富山	226	261	609	861	383
石川	304	239	675	504	371
福井	31	55	282	326	251
山梨	52	143	196	170	144
長野	39	2	918	834	879
岐阜	133	302	284	175	151
静岡	2318	3003	3912	2435	1594
愛知	126	217	314	481	188
三重	43	9	4806	2479	4763

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (~11月8日)	増減※2
滋賀	556	452	549	299	-7
京都	25	22	51	57	26
大阪	9	13	63	55	54
兵庫	112	78	56	11	-56
奈良	34	82	216	146	182
和歌山	236	307	306	376	70
鳥取	91	301	416	308	325
島根	5	283	410	259	405
岡山	40	70	540	157	500
広島	6	148	331	255	325
山口	4	292	310	145	306
徳島	20	99	319	61	299
香川	20	427	366	404	346
愛媛	72	300	358	155	286
高知	0	47	301	209	301
福岡	14	152	636	79	622
佐賀	13	49	349	362	336
長崎	41	67	315	202	274
熊本	58	127	304	194	246
大分	34	231	325	224	291
宮崎	59	326	315	226	256
鹿児島	37	151	305	244	268
沖縄	7	7	65	276	58
合計	7383	13198	24796	17063	17413

※1：R2年度からR4年度は4月1日から3月31日までの1年間、R5年度はR5年4月1日からR5年11月8日までを集計

※2：増減はR2年度とR4年度の検査数を比較

5. 野生いのししのアフリカ豚熱対策の具体化

「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」（令和3年11月24日）

「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」において、死体対策などのアフリカ豚熱国内侵入時の野生いのしし対策について具体化することとされた。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日 農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日）

第1 基本方針

5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示す**とともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。



「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」
として、具体化を行う。

6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定（基本方針の策定、研究、体制整備）

- 第2回野生イノシシ豚熱対策検討会（R4.3）で審議された方針に基づき、「**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針**」を整備。
- **研究事業**（RS事業30,000千円×3年）及び**補助事業**（県向け体制整備 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
- 緊急事態においては、公表前であっても、案に基づく具体的措置の実施を想定。

R3.11.24	R3.12.28	R4.1~3	R4.4~6	R4.7~10	R4.11.1
<ul style="list-style-type: none"> ● 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」開催 「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>野生いのししにおける対策の具体化が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いのししの死体処理等の実地演習を筑波山にて開催 ● 意見交換会により、課題を洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死体処理の制度整理、関係強化等について関係省庁で検討・調整 ● 「第2回野生イノシシ豚熱対策検討会」を開催（3月28日） ● 対策マニュアル案の方針・スケジュールについて、専門家を交えて検討。 <p style="text-align: center;">→ 5局庁長連名通知（3月31日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会での議論、都府県からの相談等を踏まえマニュアル案について検討 ● 野生いのしし対策に関する全国実態調査 ● 5局庁長通知についての意見照会 ● ヒアリング（専門家・一部県及び関係団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態調査等を踏まえて、マニュアル案を作成 ● 専門家へのヒアリング（10月） ● 獣医学、家保職員、ウイルス学、野生いのしし対策、廃棄物対策の専門家への意見照会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3回野生イノシシ豚熱対策検討会」を開催 ● 対策マニュアル案の方針・内容 ● 今後のスケジュール ● 位置づけ（マニュアル or 基本計画）等について検討 → 「基本方針」としてとりまとめる

R4.11~12	R5.1~R5.3	R5.4~R5.12	R6.1~3	R6.4~
<ul style="list-style-type: none"> ● 委員・関係者の意見を踏まえ、マニュアル案の修正、基本方針への改称等 ● 都道府県に基本方針案の意見照会（12月28日） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農水省 ● 県への事前検討、関係省庁との調整 ● 各県において ● 基本方針案のについて検討 ● 県マニュアルの検討 	<p style="text-align: center;">各県コメント提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各県の演習内容、研究成果等を踏まえ、基本方針を改善 ● 円滑な運用体制の整備 	<p style="text-align: center;">基本方針の公表 指針改正</p>	<p style="text-align: center;">研究・体制整備事業（演習）等を踏まえた基本方針の改定</p>

研究事業

- 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究（RS事業 30,000千円×3年）
- 死体処理に関する科学的検証、サーベイ強化、対策の普及研究

補助事業

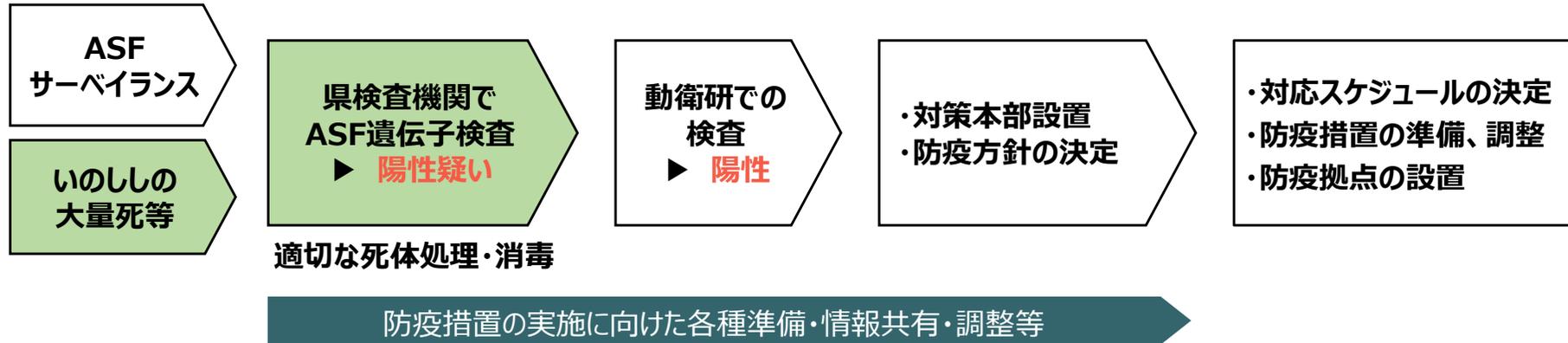
基本方針に基づく各県の体制整備

- 「**野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業**」（県向け 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
- 机上演習・実地演習等の開催
- 各県における防疫体制の整備

7. 野生いのししでのアフリカ豚熱感染確認時の初期対応の流れ

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

- ◆死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）

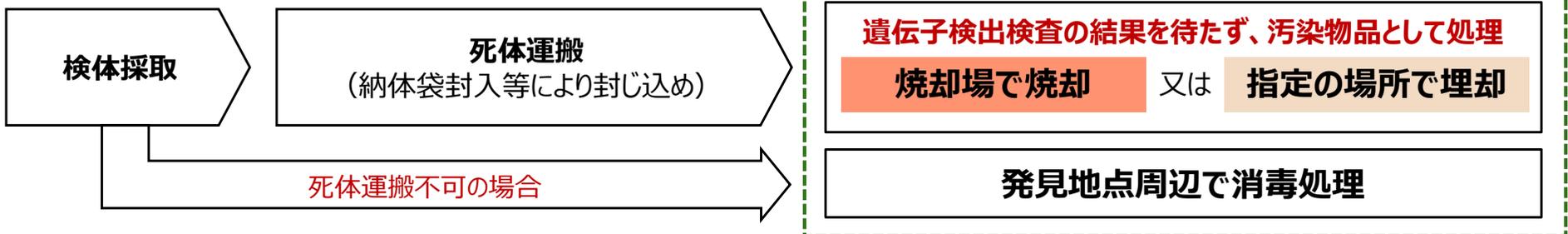


防疫措置の実施

- ◆通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）
- ◆積極的死体搜索（指針第24）



- ◆死体対応（指針第24）

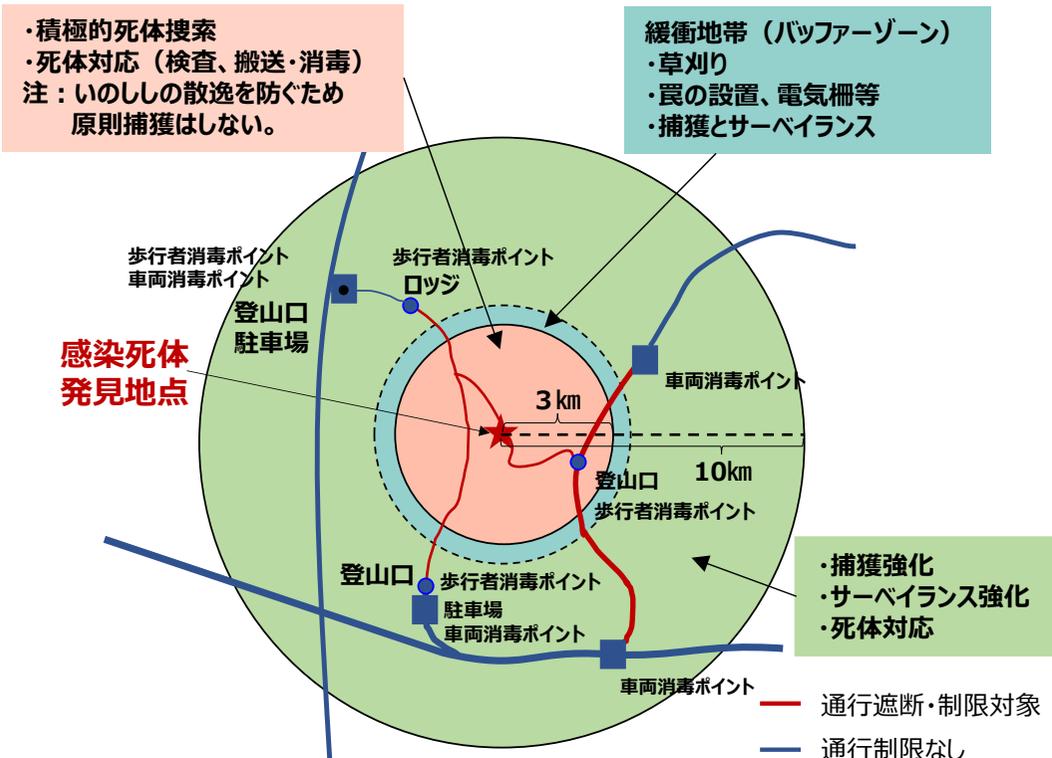


8. アフリカ豚熱が野生いのししで確認された際の防疫対応の実施内容と範囲

ASFウイルス感染いのししは急死する。また、本ウイルスは環境抵抗性が高く、感染動物の死体等において数か月以上感染性を保持。したがって、本病ウイルスの感染拡大防止のためには、感染死体の排除が重要であり、死体の積極的搜索等の防疫措置を実施。

アフリカ豚熱陽性確認以降の具体的な防疫措置

- **通行の制限又は遮断：半径3kmの範囲**
 - ・車両・人等の通行を遮断することで、付着ウイルスの拡散を防止する。
- **野生いのししの死体等の移動制限：半径10kmの範囲**
 - ・死体等のウイルス汚染の可能性がある感染源の移動を制限することで、ウイルスの拡大を防止する。
- **消毒ポイントの設置**
 - ・3km圏内に入る道路や登山道などに消毒ポイントを設け、一般車両及び通行人を消毒する。
- **野生いのししに対する防疫措置**
 - **積極的死体搜索：半径3kmの範囲**
 - ・野生いのししの死体が感染源となるため、死体を速やかに処理するとともに、検査強化によるウイルス浸潤状況を把握する。なお、感染いのししの散逸を防ぐため、搜索は辺縁部から行うとともに、積極的な捕獲は実施しない。
 - **防護柵の設置等による野生いのししの散逸・侵入防止：半径3kmの周囲**
 - ・ASF感染いのししの散逸及びASF非感染いのししの侵入を防止するため、電気柵や罾の設置、草刈り等を実施。
 - **捕獲・サーベイランス強化：半径3km～10kmの範囲**
 - ・10kmを超えた感染拡大を防ぐため、半径3～10kmの範囲について、いのししの減数・密度低下を図るとともに、検査強化を実施する。
 - **死体対応：半径10kmの範囲**
 - ・死体を排除又は消毒処理することで感染源を確実に排除するために、確実に死体を輸送し焼却又は埋却を実施。死体運搬不可の場合は、発見地点周辺で消毒処理を実施。



消毒の徹底等により以下は通行遮断の例外とする(案)

- ・通勤、通学
- ・医療及び福祉
- ・山林、道路、電線、水道等の保守管理等

海外では初動防疫時に林業は通行遮断となる場合もあるが、日本の地理的状況等を踏まえ、林業の防災面への効果など、林業の重用性を踏まえ例外とする予定。

※作業者の安全確保

- ・野外での作業は原則として日中のみとする。
- ・気象状況等に配慮して防疫措置を実施する。
- ・事故リスクが高いと考えられる場所（視界が悪い、足場が確保できない等）については、その周辺地域の対策を強化する等の措置を行った上で、防疫措置の作業範囲から除外する。

9. 防疫作業内容の検討（作業手順・資材の検討）

R2.7.1 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生いのししの防疫措置を指針本体で規定）

R3.11.24 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ

R3.12.28 筑波山にていのししの死体処理等の実地演習

R4.3 「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始

R4.12 基本方針案をとりまとめ、都道府県に意見照会

R5.9～ 動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上実地演習

R6.3（予定）「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の公表

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習

- ・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
- ・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 実地演習

- ・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
- ・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・捜索

R3.12.28 筑波山での実地演習

- ・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研による合同演習（日本で初のASF野生いのしし実地演習）
- ・いのしし専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での実地演習

- ・死体捜索、搬送に関する実地演習により、具体化。

死体の消毒による処理・検査

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和5～7年度）

- ①野生いのししの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒剤等の活用）
- ②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証

